

公開用

様式第10号(第17条関係)

前橋市許可第281号

一般廃棄物収集運搬業許可証

住所 前橋市富士見町小暮2420番地

名称 有限会社須田工業
代表取締役 須田 哲子

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の許可を受けた者であることを証する。

前橋市長 山本 龍

複製厳禁

公開を目的とした
許可証(写)です。

許可の年月日	令和5年5月20日
許可の期間	令和5年5月20日 ~ 令和7年5月19日
一般廃棄物取扱種別	ごみ(特別管理一般廃棄物を除く。)に限る。
車庫の所在地	前橋市富士見町小暮2420番5
連絡場所	前橋市富士見町小暮2420番5
許可の条件	関係法令及び前橋市条例・規則を遵守すること。 業の区分については、収集運搬(積替え及び保管を除く。)に限る。 前橋市域にて収集したごみについては、六供清掃工場又は荻窪清掃工場へ搬入すること。又は、市長が認めた施設へ搬入すること。ごみの区分等については、各施設管理者の指示に従うこと。 市長が認める場合を除き、前橋市域外のごみを市域内の処理施設に搬入しないこと。